平成２３年（フ）第１１５３２号
東京都渋谷区本町４丁目53―８―102
債務者　森川　初馬
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５３４号
東京都練馬区田柄４丁目21―８
債務者　堀越　晶也
1　決定年月日時　平成23年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３９９号
千葉県茂原市町保４―７ルーフガーデンＫ＆Ｙ102号室、住民票上の住所千葉県南房総市白浜町滝口6372番地
破産者　吉田美恵子
1　決定年月日　平成23年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９３９号
千葉県市原市深城722番地
破産者　有限会社金子鉄工建設
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９４０号
千葉県市原市深城555番地
破産者　金子　榮子
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０９３号
千葉市美浜区真砂２―４―５―Ｄ407、住民票上の住所千葉県袖ケ浦市川原井1869番地10
破産者　金子　裕一
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７７号
東京都江戸川区南葛西５丁目５番18号阿部南葛西第２マンション102号
破産者　沢田タイル株式会社
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４７８号
千葉市美浜区幕張西１丁目21番11号
破産者　澤田　實彌
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５２３号
千葉県船橋市二和東５丁目21番33号
破産者　松本　充広
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５７２号
千葉市中央区松ケ丘町391番地
破産者　松井佐智子（旧姓山形）
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８０号
滋賀県湖南市三雲441番地　ステーションサイド三雲208号、開始決定時の住所滋賀県東近江市躰光寺町224番地
破産者　橋本　英人
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第１７４３号
東京都昭島市東町４丁目２番４―301号
破産者　滝下　　博
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３３９号
東京都調布市布田２丁目47番地２号
破産者　有限会社朝日墓石
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３４０号
東京都国分寺市南町１丁目１番都営国分寺南町１丁目アパート５―102
破産者　松長　允惠
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５７３号
長野県茅野市宮川5010―28―141、開始決定時及び住民票上の住所東京都港区六本木３丁目２番21―416号六本木スカイハイツ
破産者　岩波　　毅
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６３７号
東京都八王子市大和田町３丁目18番22号
破産者　本間　正代
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１１６号
長野県佐久市前山70番地16
破産者　リフォーマンズジャパン有限会社
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２０年（フ）第１５５６号
名古屋市緑区横吹町1304番地
破産者　マルコサプライ株式会社
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６７８号
愛知県小牧市大字入鹿出新田字中池1215番地
破産者　株式会社サンスイ
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８３５号
岐阜県羽島市足近町５丁目577番１
破産者　株式会社エディマート
1　決定年月日　平成23年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部